



## 慶應義塾教職員定年退職者の会「慶應風月会」規則

制定:昭和48年11月27日

改正:平成26年5月31日

### 第1条 (名称・所在地)

本会は、慶應義塾教職員定年退職者の会「慶應風月会」と称する。本会の事務所は東京都港区三田2-15-45慶應義塾大学三田キャンパス総務部内に置く。

ただし、必要に応じて連絡先を本会の幹事宅にすることができる。

### 第2条 (会員)

本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 慶應義塾を定年で退職し、本会の目的に賛同した者
- 二 慶應義塾を選択定年で退職し、本会の目的に賛同した者
- 三 その他、会員の推薦により役員会で承認した者

### 第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦と連絡を図り、併せて生活の向上に努めるとともに、慶應義塾の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦と連絡に関する事項
- 二 生活向上のための事項
- 三 慶應義塾と会員間の連絡
- 四 その他、本会の目的を達成するために必要な事項

### 第5条 (役員)

① 本会に、次の役員を置く。

- |   |       |      |
|---|-------|------|
| 一 | 会 長   | 1名   |
| 二 | 副 会 長 | 2名以内 |
| 三 | 幹 事   | 若干名  |
| 四 | 監 査   | 2名以内 |

② 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- 一 会長及び副会長  
総会において、会員の中から選出する。



## 二 幹事及び監査

会長より委嘱し、役員会の承認を得る。

### ② 役員職務は、次のとおりとする。

一 会長は本会を代表し、会務を統括する。

二 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

三 幹事は、平常の会務を執行する。幹事は、総務担当及び会計担当とし、それ以外の担当は、必要に応じて定めることができる。

四 監査は、会計及び会務執行状況の監査に当たる。

### ④ 役員任期は、次のとおりとする。

一 任期2年とし、再任を妨げない。

二 役員に欠員を生じたときは、前項の手続きを経てこれを補充する。

ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第6条（名誉顧問・顧問）

① 本会に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

② 名誉顧問は慶應義塾長とし、任期は慶應義塾長在任期間とする。

③ 顧問は多年にわたり本会の発展に寄与された者ないしは寄与されることが期待される者の中から、会長が推挙し、総会において決定する。

④ 顧問の任期は、会長委嘱の日から始まり、推挙した会長の任期とともに終了する。  
ただし、再任を妨げない。

## 第7条（会議・議決）

① 本会の会議は、総会及び役員会とする。

② 総会は、会員をもって構成し、毎年1回以上開催する。

③ 役員会は、第5条第1項で定める役員で構成し、必要に応じ随時開催する。

④ 総会及び役員会の議決は、それぞれ出席者の過半数の同意をもって成立する。

## 第8条（会計）

① 本会の経費は入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

② 本会の支出は、役員会の承認を得て、会長の責任で執行し、会計担当幹事の下で管理する。

## 第9条（入会金・年会費）

① 会員は入会金及び年会費を支払う。

② 入会金は2,000円とし、入会時に納入する。

③ 年会費は、1ヵ年2,000円とし、原則として当該年度末までに納入する。



#### 第10条（会計年度・決算）

- ① 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- ② 収支決算は、監査の会計監査を受け、役員会の承認を経て、総会に報告する。

#### 第11条（退会）

- ① 死亡による者
- ② 自己都合による者
- ③ 過去3年度以上に亘る年会費を滞納している者
- ④ その他

#### 第12条（規則改正の発議・決定・周知）

- ① 本会規則の改正は、役員会の発議に基づき総会に提案し、総会出席者の過半数の同意を得て決定する。
- ② 会員は、この規則の改正が必要と判断したときには、会長に対して書面により上申することができる。
- ③ 会長は、総会の議決に基づきこの規則が改正されたときには、総会欠席者に対して書面などの方法で、速やかに周知する。

#### 第13条（内規・その他）

- ① 本会規則の円滑な運用のため、会長は役員会の承認を経て、内規を制定又は改正することができる。
- ② 本会規則に規定されていない事項については、原則として、役員会において協議し、決定する。

#### 付則

- 第1条 この規則は、昭和48年11月27日から施行する。
- 第2条 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 第3条 この規則は、昭和63年6月18日から施行する。
- 第4条 この規則は、平成7年6月28日から施行する
- 第5条 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第6条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第7条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 第8条 この規則は、平成26年5月31日から施行する。